

三珠町・市川大門町・六郷町



はばたき



▲合併協定書に署名する3町長

2005年 VOL. 7
平成17年3月15日発行

発行：三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局
〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785 市川大門町民会館3階
Tel 055-278-8077 / Fax 055-272-6505 / E-mail nishi-8@amber.plala.or.jp
URL <http://www.town.ichikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

三珠町・市川大門町・六郷町 合併協定調印式を開催

三珠町・市川大門町・六郷町合併協定調印式が2月22日、三珠町歌舞伎文化公園ふるさと会館で開催されました。

式典は、来賓や合併協議会委員及び町議会議員をはじめとした各町の関係者など、250人が見守りました。

53の合併協定項目が記された「合併協定書」への3町長の署名・押印に続き、3町議会議長が立会人として署名。続いて、山本栄彦山梨県知事が特別立会人の署名を行ないました。山本知事の署名後、3町長に「合併協定書」が手渡され、知事と3町長が固い握手を交わしました。

その後、主催者として、合併協議会の会長である水上末雄三珠町長からのあいさつ、特別立会人である山本知事からのあいさつ、来賓を代表して高尾堅一県議会議員から祝辞をいただきました。

また、この席上、新町名付け親大賞の贈呈も行なわれ、三珠町の田中米男さんに水上会長から賞品が手渡されました。



▲山本栄彦知事と固い握手を交わす3町長



▲53の合併協定項目を記した「合併協定書」

合併関連議案を議決 3月8日、3町議会が同時に

■議決された合併関連議案

西八代郡三珠町、同郡市川大門町及び同郡六郷町の廃置分合について

廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

廃置分合に伴う新たに設置される町の議会の議員の定数に関する協議について

廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

- ・議会の議員の在任
- ・農業委員会の選挙による委員の任期等

2月22日の合併協定調印を受け、3月8日、三珠町、市川大門町及び六郷町の議会において「廃置分合」に係る議案が提出され、それぞれ可決されました。

3月16日には「廃置分合」の申請書を山本栄彦山梨県知事に提出します。今後は、県議会での議決、知事の決定、総務大臣の告示へと進みます。

これにより、三珠町、市川大門町及び六郷町は対等合併し、平成17年10月1日に「市川三郷町」が誕生することになります。

合併協議会委員から

これまでを振り返って



水上末雄会長
(三珠町長)

感無量です。
思えば、長くまわり道をしてきたような気がします。ここにたどり着くまでの必要な時間と経験だったと思います。
「市川三郷町」は小さな町かもしれませんが、早く仲良しになれる利点があります。いい町を創りましょう。



久保眞一副会長
(市川大門町長)

おかげさまで、正におかげをもちまして、新町誕生が現実となります。
今、地方自治体は極めて困難な時代であります。3町の英知をもって、この困難な時代を乗り切っていこうではありませんか。「日本一の暮らしやすいまち」を目指して。



遠藤幸利副会長
(六郷町長)

合併協定調印式が滞りなく終了することができました。住民の皆様のご理解とご協力に感謝いたします。
今回の合併は住民本位の合併であり、合併の恩恵が実感できる新町でなければならぬと考えております。
皆様方の尚一層のご協力をお願いいたします。



有泉嗣男委員
(三珠町議会議長)

紆余曲折はありましたが、町民の皆様のご理解とご協力を得て、合併協定調印式を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。
これからも、夢と希望に満ちた「市川三郷町」実現のために尽くしたいと思っています。



石原一元委員
(市川大門町議会議長)

合併という歴史的な瞬間に自分が立ち合い、将来の様々な事を協議したことが一番の幸せと思っています。
これからも、新しい「市川三郷町」のために、全力を注ぎ、合併して良かったといえる、まちづくりに努力してまいりたいと思います。



依田洋澄委員
(六郷町議会議長)

過去数年間に試行錯誤はしましたが、合併協定調印式を迎えることができました。関係各位のご協力に感謝を申し上げます。
今後は、行財政も厳しくなることが予測されます。町民の皆様と共に知恵を出し、協力しながら住み良い町になるよう頑張りたいと思います。



八木 勝委員
〔三珠町議会
合併特別委員長〕

念願でありました、合併が実現できて良かったと思います。
これからも、明るく住み良いまちづくりに向けて努力してまいります。



秋山 詔樹委員
〔市川大門町議会
合併特別委員長〕

合併協定調印式も滞りなく終了し、10月1日には、市川三郷町が誕生します。これまで紆余曲折ありましたが「合併して本当に良かった」と誇り語り継がれるようなまちづくり実現のため、微力ではありますが、努力してまいります。町民皆様のご協力をお願いいたします。



有野 健司委員
〔六郷町議会
合併特別委員長〕

合併協議のもと、住民対話集会を重ねて、3カ年の月日を要し、会議をすること20数回、常に民意を真摯に受け止めて、肅々と合併協議に取り組み、合併協定が成立しました。
さらに、合併の基本である協調と忍耐を柱に努力してまいります。



石川 章男委員
〔三珠町
学識経験者〕

住民の意向を尊重した合併の枠組が重要な問題でありました。3町の合併協議会が設立され、鋭意、協議を進めてまいり、住民、職員、委員のご理解・ご協力により「市川三郷町」が誕生します。住民の皆様が「合併して良かった」と、思える新町づくりに努力したいと考えます。



一瀬 糸子委員
〔市川大門町
学識経験者〕

「日本一暮らしやすいまち」の創造を目指して、時には熱く、時には静かにじっくりと協議を重ねた日々でした。
地域の人々が互いを尊重しながら、「安らぎづくり」の新町の誕生に夢を託して励むことができる行政施策を望みます。



樋川 良水委員
〔六郷町
学識経験者〕

紆余曲折はありましたが、ここに合併協定調印式を迎え、非常に感慨深いものがあります。
夢と希望のふくらむ「新町建設プラン」の実現を目指し、町民の一体感醸成の早からんことを、心から願うものです。



有泉 勝廣委員
〔三珠町
学識経験者〕

新しい町の発足にあたり、町民の代表として参加できましたことを心から感謝申し上げます。一町民の立場でより良い町になりますよう努力してまいりました。合併協定調印式は済みましたが、これからのことが大切です。この町に住んで良かったと言われるようこれからも努力したいと思います。



青沼 茂樹委員
〔市川大門町
学識経験者〕

現代は生活範囲が広く、情報伝達や産業・防災・娯楽なども昔より広い地域で動いています。
本年、3町の合併を機に、私たち町民は時代にあった夢のある、新町建設に期待を寄せながらも、地域づくりは他人事ではない時代が来たのだと痛感しています。



村山 敬幸委員
〔六郷町
学識経験者〕

紆余曲折を経て調印式を迎え感無量です。
「市川三郷丸」が夢と希望を乗せて船出しますが、その前途は小波や荒海もあろうと思います。
船長以下全ての乗組員が、一丸となって安全で安心の航海になるよう、さらなる努力と協力をしなければと、改めて感じます。



樋口 富一委員
〔三珠町
学識経験者〕

合併委員に委嘱され、非常に責任を感じました。新町の未来を創造する新町建設計画を基本に、市川三郷町が、日本一の暮らしやすさを目指して、「学ぶまち」・「暮らしやすいまち」・「楽しむまち」の実現を期待します。



波多 博委員
〔市川大門町
学識経験者〕

行政のことなど無縁であった私にとって、この大事な機会に委員として勉強する場をいただきましたこと、大変うれしく、感謝をしております。

今後も「はばたき」に負けないような懐の広い「郷」となるよう心を込めて見守ってまいりたいと思います。



河西満治委員
〔六郷町
学識経験者〕

合併協議が全て終了し、協定書の調印式が行なわれました。

まさに、これからが合併の成否を問われる正念場です。

新町建設計画に基づく施策を大胆に展開して、独自性の高い「市川三郷町」の実現を願っています。



村松淑子委員
〔三珠町
学識経験者〕

三位一体改革、地方分権、少子高齢化社会…。私たちを取り巻く環境は急激に変わろうとしています。この変化に対応すべく、新しく誕生するこの町に大きな期待をるところです。3町のすべての住民が安心して、日本一暮らしやすい「市川三郷町」に育ててもらいたいと思います。



立川 貴委員
〔市川大門町
学識経験者〕

合併は財政状況の厳しい折、効率的財政運営と行政システムを構築し、行政サービスの向上を推進しなければなりません。かかる観点に立ち委員として意見を述べてきました。合併後は町民のニーズを吸い上げ、新町の将来構想実現のため、積極的に取り組んでほしいと思います。



渡邊アヤ子委員
〔六郷町
学識経験者〕

3町、それぞれの思いのある中で「より良い合併を」と話し合ってきました。

これからは、「学ぶまち」・「暮らしやすいまち」・「楽しむまち」を実践し、「日本一の暮らしやすいまち」づくりを目指して、鋭意努力していかねばならないと思っています。



青木達雄委員
〔三珠町収入役〕

合併の必要性を認識して、3町の合併協議会委員全委員が積極的に協議し、新町建設計画をはじめ、53の協定項目が確認されました。合併事務局並びに関係各位に敬意を表します。今後、市川三郷町が「日本一の暮らしやすいまち」を目指して頑張らしましょう。



河西常元委員
〔市川大門町収入役〕

合併に思いを馳せて足かけ5年。これまでそれぞれの文化を育み、地域間交流を通して特色あるまちづくりへと努めた3町が合併を見据え、小異を捨て厳しい合併協議を経て、合併協定調印式が迎えられたことに感慨深いものがあります。次なるステージに向けて、住民一体となった協働体制が必要です。



望月正文委員
〔六郷町収入役〕

この度の合併は、各町とも多くの町民の賛同のもとに進められました。一部には意見の分かれた場面もありましたが、大きな混乱もなく、粛々と協議事項が決まり、調印式を迎えました。新町が一日も早く融和し「日本一暮らしやすいまち」となるよう願ってやみません。



▲特別立会人の署名をする山本栄彦山梨県知事

からの一コマ 合併協定調印式



名付け親大賞を贈呈
三珠町の田中米男さんに、

合併協定項目の内容

合併協定書に記載された53の合併協定項目を紹介します。

1 合併の方式 (平成16年6月3日承認)

三珠町、市川大門町及び六郷町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

2 合併の期日 (平成16年12月13日承認)

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新町の名称 (平成16年12月13日承認)

いしかわのみさとちょう
新町の名称は、市川三郷町とする。

4 新町の事務所の位置

(平成16年10月13日承認)

- (1)新町の事務所の位置は、西八代郡市川大門町1790番地3(現在の市川大門町役場)とし、それぞれの役場庁舎に機能を分散する分庁方式とする。
- (2)分庁舎は、三珠町上野2714番地2(現在の三珠町役場)及び六郷町岩間495番地(現在の六郷町役場)とし、現在の大同出張所(市川大門町黒沢798番地)は、当分の間存続する。

5 財産及び債務の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)公有財産は、すべて新町に引き継ぐ。
- (2)基金の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①財政調整基金は、人口(平成12年国勢調査)1人当たり15,000円を各町で持ち寄り、新町に引き継ぐ。
 - ②減債基金は、地方債残高(平成15年度末)の1%分を各町で持ち寄る。ただし、持ち寄り額を確保してもなお両基金において生じる残額は、旧町において繰上償還若しくは減債基金に積み立て、持ち寄り額とともに新町に引き継ぎ、地方債の残高の管理に充てる。
 - ③目的基金は、すべて新町に引き継ぐ。
- (3)債務は、すべて新町に引き継ぐ。
- (4)出資金及び出捐金は、すべて新町に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

(平成17年1月11日承認)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は、設置しない。ただし、必要に応じ新町において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の設置を検討する。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)議会議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の議会議員として在任する。
- (2)新町の議会議員の定数は、22人とする。

8 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで在任する。
- (2)新町農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。
- (3)農業委員報酬は、新町の議会議員報酬の1カ月分を年額とする。

9 地方税の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)町民税の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①個人町民税の均等割及び所得割の税率及び納期は、現行のとおりとする。
 - ②法人町民税の均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。
- (2)固定資産税の税率及び納期は、現行のとおりとする。

- (3)軽自動車税の税率及び納期は、現行のとおりとする。ナンバープレートの再発行については、弁償金300円とする。
- (4)町たばこ税の税率及び納期は、現行のとおりとする。
- (5)都市計画税は目的税であるため、新町において、都市計画法土地利用計画に基づいて検討する。
- (6)入湯税の税率は、標準税率150円とし、「みたまの湯」については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条第1項の規定を適用し50円とする。課税免除は、六郷町の例による。

10 一般職の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2)職員数は、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3)職名及び任用要件は、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一する。
- (4)給与は、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一する。

11 財産区及び財産管理会の取扱い

(平成16年10月13日承認)

財産区、財産管理会及び財産保護組合は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

12 行政連絡員制度及び行政区の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)行政連絡員制度は、合併後速やかに区長及び組長制度に移行する。
- (2)行政区は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに行政区を再編成する。
- (3)市川大門町の区の名称は、合併時に「組」に改める。

13 行政組織の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)新町における行政組織は、次の「新町における行政組織の基本的方針」に基づき、合併までに調整する。

【新町における行政組織の基本的方針】

- ①町民に分かりやすく、町民が利用しやすい機構・組織

- ②町民の声を適正に反映することができる機構・組織
- ③簡素で効率的な機構・組織
- ④新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織

- (2)支所及び出張所の機能は、合併までに調整し、その他の出先機関は、現行のとおりとする。

14 特別職の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)町長、助役及び収入役の身分の取扱いは、法令の定めるところによる。
- (2)町長、助役及び収入役の給料は、各役職ごとの給料月額の平均額とする。

15 一部事務組合の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
- (2)市川三珠環境衛生組合は、合併の日の前日をもって解散し、新町に引き継ぐ。

16 公共的団体の取扱い

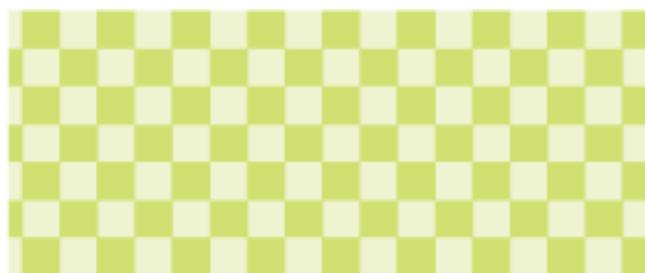
(平成16年11月8日承認)

- (1)公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。
- (2)合併時に統合したほうがよい団体については、新町の一体性を保つため、できるかぎり統合できるよう調整に努める。

17 字の区域及び名称の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)字の区域は、現行のとおりとする。
- (2)三珠町及び六郷町の大字の名称は、現行のとおりとする。
- (3)市川大門町の大字の名称は、山家を山保に変更し、大字のない地区は市川大門を新設し、その他は現行のとおりとする。



18 各種団体への補助金の取扱い

(平成16年10月13日承認)

各種団体への補助金は、従来の経緯、実情等を考慮し、次のとおり合併までに調整する。

- (1)同一あるいは同種の補助金等は、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2)独自の補助金は、従来の実績等を尊重しつつも全体的に均衡を保つようにする。
- (3)整理統合できる補助金等は、統廃合するように調整する。
- (4)合併後、再度補助金等の見直しを行なうため、民間の委員を中心とした審査委員会を設置する方向で要綱を検討する。

19 使用料及び手数料の取扱い(ただし、保育料、水道料、下水道料は含まない。)

(平成16年10月13日承認)

- (1)使用料は、原則的に現行のとおりとし、同一または類似する施設(社会教育施設等)については、適正な負担割合により、合併までに可能な限り統一する。減免規定については、合併までに調整する。
- (2)手数料は、合併時に統一する。

20 消防団の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)消防団は、合併時に統合する。
- (2)消防団員は、新町に引き継ぐ。
- (3)消防団組織は、別紙の新町消防団組織図による。(別紙は省略)
- (4)大同婦人消防隊は、新町に引き継ぐ。

21 慣行の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)町章は、新町名称決定後速やかに全国的公募を行い、合併までに制定する。
- (2)町の花は、新町において町内公募し制定する。
- (3)町の木は、新町において町内公募し制定する。
- (4)キャッチフレーズは、新町において制定する。
- (5)町民憲章は、新町に引き継ぎ調整する。
- (6)町宣言は、新町に引き継ぎ調整する。

22 国民健康保険の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)国民健康保険税の賦課形態は、4方式とする。税率は、合併翌年度から均一課税とし、新町において、健全な国民健康保険事業運営を行えるよう適正な率を定める。軽減割合は、新町において定める税率により平準化を行い、7割・5割・2割軽減となるよう調整する。
- (2)国民健康保険財政調整基金は、合併時に全額持ち寄る。

23 介護保険の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)介護保険料は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、介護保険事業計画に基づき保険料を算定し、統一する。
- (2)軽減措置は、市川大門町の例による。

24 指定金融機関の取扱い

(平成17年1月31日承認)

- (1)指定金融機関は、西八代郡農業協同組合とする。
- (2)収納代理金融機関は、住民サービスの低下を招かないために各町の収納代理金融機関のすべてを対象とし、新たに追加する金融機関等も検討する。

25 防災の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)防災体制は、新町において策定する地域防災計画の中で検討する。ただし、合併までに暫定的な防災体制を策定する。
- (2)火災時の対応は、合併までに調整する。

26 姉妹都市の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)友好都市は、新町に引き継ぎ調整する。
- (2)姉妹都市は、新町に引き継ぐ。

27 イベントの取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)各町の歴史的経過又は地域性があり、特色のあるイベントは、新町に引き継ぐ。
- (2)整理統合できるイベントは、新町において調整する。

28 その他の税事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)納期前納付に対する報奨金は、合併時に廃止する。
- (2)証明手数料は、合併時に統一する。

29 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)議会議員の報酬は、市川大門町の例による。
- (2)議会議員の費用弁償は、市川大門町の例による。

30 窓口業務の取扱い

(平成16年10月13日承認)

住民基本台帳関係手数料は、合併時に統一する。

31 社会福祉の取扱い

(平成17年1月11日承認)

戦没者追悼関係事業は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町において関係機関と協議し調整する。

32 障害者福祉の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)国及び県の制度は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2)心身障害児福祉手当支給事業は、市川大門町の例による。
- (3)心身障害者福祉手当支給事業は、新町において調整し実施する。

33 高齢者福祉の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)介護慰労金の対象の範囲は、県の基準に合わせ、手当額は介護保険サービスの利用の状況により2段階とする。
- (2)敬老祝金は、市川大門町の例による。百歳祝金は、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度からは、新町で調整する。

34 児童福祉の取扱い

(平成17年1月11日承認)

みつば祝金及び入学祝金は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町で調整する。

35 保育事業の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)保育所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2)保育料は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、国の基準及び3町の現行の保育料を勘案して統一する。

36 環境衛生事業の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)ごみ処理は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2)し尿処理は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3)個人設置型合併浄化槽設置費補助制度は、新町において作成する要綱に基づき実施する。補助金額は、六郷町の例による。
- (4)戸別浄化槽整備推進事業は、新町において作成する要綱に基づき実施する。
- (5)火葬業務は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

37 保健事業の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)健康づくり大会(まつり)は、新町において統合実施し、内容は新町において調整する。
- (2)乳幼児医療費助成事業の一部負担金は、県の要綱に準じ統一する。
- (3)健康診査及び各種検診は、住民サービスの向上を基本として、新町において調整する。個人負担金は、合併年度から、国の費用徴収基準及び現行の個人負担金を勘案して統一する。
- (4)各種予防接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき医療機関の協力を得ながら、個別接種の方向で調整する。
- (5)共同作業所は、現行の水準を維持し、新町において一層の支援体制の強化を図る。

38 病院・診療所の取扱い

(平成16年12月13日承認)

- (1)市川大門町立病院、三珠町営国民健康保険診療所、市川大門町立山保診療所及び市川大門町立病院併設介護老人保健施設は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2)病院、診療所及び介護老人保健施設の手数料及び利用料は、市川大門町の例による。
- (3)訪問看護ステーション事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

39 農林土木事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)農道及び林道は、現行のとおり新町に引き継ぎ、維持管理する。
- (2)農林道整備における継続中の事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時調整を図り、事業を実施する。

40 農林業振興事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)農林業振興に関する補助金は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同種の補助金は、関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。水田農業構造改革事業は国の事業であり、新町においても継続する。
- (2)鳥獣害防除事業は、県の補助事業を活用し、各町の実情を考慮し合併までに調整し、組織の統合及び補助基準を統一する。
- (3)畑地かんがい事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4)農業振興のそれぞれの施設は、現行のとおり新町に引き継ぎ、維持管理する。

41 商工観光事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)商工観光に関する補助金は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同種の補助金は、関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。
- (2)小口融資促進制度及び勤労者生活安定資金預託制度は、市川大門町の例による。
- (3)観光関連施設は、現行のとおり新町に引き継ぎ、今後の運営方法を検討し、必要に応じて調整する。
- (4)各地区の特色ある商工観光に関するイベントは、現行のとおり新町に引き継ぐ。

42 温泉施設の取扱い

(平成16年10月13日承認)

温泉施設は、現行のとおり新町に引き継ぎ、運営形態は、新町において調整する。

43 建設事業の取扱い

(平成16年11月8日承認)

- (1)町道及び準用河川等は、現行のとおり新町に引き継ぎ、維持管理する。
- (2)町道整備は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時調整を図り、事業を実施する。
- (3)都市計画区域及び都市公園は、現行のとおり新町に引き継ぎ、都市計画マスタープランは、新町において新たに策定する。
- (4)まちづくり事業(市川大門町の市川地区中央部まちづくり事業)は、現行のとおり新町に引き継ぎ、他の地区においても地域の実情に適した事業を検討する。

44 公営住宅の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)町営住宅は、現行のとおり新町に引き継ぐ。市川大門町の公営住宅法に無い住宅(引揚げ者住宅)も同様に新町に引き継ぐ。
- (2)町営住宅の整備計画は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

45 上水道事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)水道施設は、現行のとおり新町に引き継ぎ、維持管理する。
- (2)施設整備計画は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時調整を図り、事業を実施する。
- (3)加入者負担金及び量水器使用料は、市川大門町の例による。
- (4)水道使用料は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後5年以内を目途に料金を統一する。
- (5)工事等に係る手数料は、市川大門町の例による。



46 下水道事業の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)下水道施設は、現行のとおり新町に引き継ぎ、維持管理する。
- (2)継続中の事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時調整を図り、事業を実施する。
- (3)流域関連公共下水道及び農業集落排水の受益者負担金及び分担金は、市川大門町の例による。特定環境保全公共下水道については、現在までの経緯を考慮して分担金額は、現行のとおり新町に引き継ぎ、一括納付報奨金は、流域関連公共下水道の率を考慮して新たに設ける。ただし、分担金の納期及び猶予・減免の基準は、市川大門町の例による。
- (4)流域関連公共下水道の使用料は統一し、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後5年以内を目途に統一する。
- (5)水洗便所改造助成制度及び排水設備工事資金融資あっせん制度は、下水道の普及を円滑にするため、市川大門町の例による。

47 学校教育の取扱い

(平成17年1月11日承認)

- (1)教育委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定を適用し、5人とする。
- (2)委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定を適用し、4年とするが、最初に任命された委員の任期は、同法施行令(昭和31年政令第221号)第20条の規定を適用する。
- (3)小中学校は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4)義務教育施設は、新町において耐震等の危険状況及び建築年次を考慮した計画的な整備を行う。
- (5)育英事業は、新町において新たな制度の構築を検討する。ただし、市川大門町及び六郷町における育英事業は、新たな制度が出来るまで現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6)町単教員は、教育水準が低下しないよう制度を維持し、新町において配置計画を策定する。
- (7)教育長の給料は、3町の給料月額平均額とする。

48 給食業務の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)施設は当分の間、現行のとおりとする。ただし、将来的には施設整備等を考慮する中で、配食区域の見直しや委託に向け検討する。
- (2)私立幼稚園(市川大門町)への配食は、新町において検討する。
- (3)給食費は、当面、現行のとおりとする。ただし、新町において、施設整備等の見直しに併せて、統一した単価の設定を行う。

49 社会教育の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)社会教育委員、公民館運営審議会委員及び文化財審議会委員は、それぞれ15名とし、任期は2年とする。文化財審議会委員は、合併後、必要に応じて定数を見直す。
- (2)青少年育成推進員は、各地区育成会の代表者が兼ねる。
- (3)青少年育成カウンセラー及び社会教育指導員は兼務とし、当面、旧町1名ずつとする。
- (4)成人式は、新町において統一して行う。
- (5)図書館は、市川大門町立図書館を本館とし、三珠町立図書館及び六郷町立図書室を分館とする。
- (6)新町において、住民ニーズを把握する中で、図書館を含め必要な機能を備えた、総合学習会館(仮称)の設置を検討する。
- (7)図書館の電算業務システムは、合併後に統合する。
- (8)社会教育施設使用料は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した算定方法等により調整する。
- (9)使用料の免除規定は、類似施設で相違のないよう、合併までに統一した基準等を定める。利用時間は、三珠町及び六郷町の例による。
- (10)社会教育に関する補助金は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同種の補助金は、関係団体の理解を得て、統一する方向で調整する。



50 公民館の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)六郷町民会館は、合併までに六郷町中央公民館に位置づけ、3町の中央公民館のうち一箇所を新町において中央公民館とし、その他の中央公民館は、地区館として公民館事業を行う。
- (2)中央公民館及び地区館の管理運営は当面、地域の実情を考慮し現行のとおりとするが、新町において調整する。三珠町及び市川大門町の自治公民館は、現行のとおり新町に引き継ぐ。六郷町の公民館は、実情は自治公民館であるため、現在の公民館補助金は合併後、廃止の方向で検討する。
- (3)公民館事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、必要に応じて新町において調整する。

51 文化財及び芸術の取扱い

(平成16年10月13日承認)

指定文化財は、現行のとおり新町に引き継ぐ。



52 社会体育の取扱い

(平成16年10月13日承認)

- (1)新町の体育指導委員の数は30人以内とし、新町の人口を加味し、合併後、調整する。
- (2)スポーツ振興審議会委員は、新町において設置し、委員数は10人以内とする。
- (3)体育協会は、新町において、統合に向け調整を図る。
- (4)社会体育施設等の開放は、学校施設も含め現行のとおりとし、サービス内容を調整のうえ、継続実施する。
- (5)社会体育施設使用料等は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した算定方法等により調整する。
- (6)使用料の免除規定は、類似施設で相違のないよう、合併までに統一した基準等を定める。
- (7)社会体育に関する補助金は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同種の補助金は、関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。

53 新町建設計画

(平成17年1月31日承認)

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。(別添は省略)

三珠町・市川大門町・六郷町の概況

町名	人口	世帯	町宣言
三珠町	4,184人	1,339世帯	非核・平和都市宣言(昭和60年)
市川大門町	10,617人	3,608世帯	非核・平和都市宣言(昭和59年)
六郷町	3,956人	1,361世帯	非核・平和都市宣言(昭和60年) 交通安全都市宣言(昭和59年)
合計	18,757人	6,308世帯	

※人口・世帯は3月1日現在の住民基本台帳による。

— 合併協議会は傍聴できます —

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお願いします。

希望者が30人を超える場合は、抽選となります。

— 会議録等は閲覧できます —

合併協議会の会議録や会議に提出された資料や文書等は協議会事務局で閲覧することができます。閲覧時間は、月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。また、ホームページでもご覧になれます。

あ と が き

「陽春」という言葉のとおり、陽の光も力を増し、草木は芽吹き、うるわしい季節となりました。合併協定調印式もそんな陽春の好天に恵まれた中で開催されました。

また、合併協事務局の隣の市川高校でも3年間の思い出を胸に、学び舎を巣立っていく生徒の姿がありました。それぞれの新しい生活が間もなく始まりますが、今年10月1日スタートの「市川三郷町」同様、さらに成長し、大きく羽ばたいて行かれますようお祈りします。

事務局